[事案 27-229] 損害賠償請求

• 平成 28 年 8 月 23 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

自動振替貸付の利息について誤って説明されたことを理由に、解約返戻金と自動振替貸付の利息との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年9月に契約した定期保険について、以下の理由により、解約返戻金と自動振替貸付の利息との差額を支払ってほしい。

- (1)募集人の説明によって、3年分の保険料を借入により賄っても、8年を経過した平成27年 9月以降に解約すれば、支払い保険料を上回る解約払いもどし金があると考え、募集人の 説明に従って、自動振替貸付により借入を受けた。
- (2)もし、募集人から正確な説明が事前になされていたら、自動振替貸付を受けず、会社代表者からの借入(無利息)によって保険料を賄った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が行った利息金額の説明が誤っていたことは認める。
- (2) しかしながら、平成 23 年の時点で保険料の支払いが困難となり、解約をした場合、解約払いもどし率が低く、より大きな損害が発生したのであり、募集人が自動振替貸付を勧めたこと自体は誤りではなく、申立人には損害が無い。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料自動振替貸付を利用するに至った経緯等を把握するため、申立人代表者、交渉関係者に対し事情聴取を行った。なお、保険会社は、募集人による誤説明の事実を認めたため、募集人の事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤った説明により自動振替貸付を選択したこと(募集人の説明義務違反と損害発生との因果関係)、および損害額を申立人の主張どおり借入利息相当額として認めることはできないが、保険料自動振替貸付を利用せず、会社代表者からの借入の可能性が存在しており、損害がなかったとも言えないことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。